

地域協議会だより

Vol. 33 (2018 年 6 月 15 日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
長野市大字南長野字宮東 452-1
長野県土地改良会館別館 3 階
会 長 赤羽 昭彦



Y 深緑の候

雨に濡れたあじさいの風情ある姿が楽しめる季節となりました。皆様におかれましてはますますご壮健のことと存じます。

さて、今回の「地域協議会だより」は、4月27日に行われた県・市町村担当者研修会、平成31年以降の制度見直しに係る各種調査及び、「上田市多面的機能広域協定運営委員会」設立総会と松本市・塩尻市に跨る「中信平右岸松塩の会」についてご紹介します。



Y 県・市町村担当者会議

去る4月27日(金)、平成30年度長野県多面的機能支払事業 県・市町村担当者研修会を、安曇野市の長野県安曇野庁舎で開催し、事業内容の説明を行いました。最後に参加者の皆様による意見交換会を行い終了しました。(出席131名、うち市町村107名、地域振興局24名)

●会議の内容

1. 多面的機能支払交付金について
 - (1) 制度の概要及び現状と課題
 - (2) 平成30年度予算と交付スケジュールについて
 - (3) 事業実施に係る諸手続きについて
 - (4) 事業実施上の留意事項
 - (5) 国担当者会議資料について
2. 研修会「活動の手引き」について
 - (1) 事業の概要[活動の手引き(Ⅰ)]
 - (2) 活動計画書の内容確認[活動の手引き(Ⅱ)]
 - (3) 交付金の申請から報告まで[活動の手引き(Ⅲ)]
 - (4) 施設の点検診断と長寿命化のための活動の進め方[活動の手引き(Ⅳ～Ⅴ)]
 - (5) 活動の推進に向けた取組[活動の手引きⅥ]
3. 広域化の事例紹介について
 - (1) 上田市における広域化の考え方



市町村担当者会議の様子
(安曇野市:県安曇野庁舎)



4. 意見交換会

意見交換会では、「活動組織の実施状況の確認、報告資料の確認方法について」を主テーマとし、自由に討論し、事務の軽減、再認定の対策、広域化など、現場での貴重なご意見をいただきました。

Y 制度の改正

平成 30 年度の改正に伴い、以下の点が変更になります。

1. 小規模集落の支援のための加算措置
2. 広域活動組織の設立要件が一部緩和

小規模集落の支援のための加算措置が始まります

改正内容

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、新たに取込んだ農用地面積に応じて加算します。

効果

保全管理が困難な小規模集落において、共同活動に取り組みやすくなります。

加算措置の交付単価

新たに取込む小規模集落が保全管理する区域内の農用地面積に応じて、以下の加算単価によって加算します。

農地維持支払の加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

なお、加算額は上限があります。
 ○ 1 小規模集落あたりの加算上限額 20万円
 ○ 活動組織あたりの合計加算上限額 40万円

小規模集落支援のイメージ

これまで

共同活動の体制がとって、余力が出てきた

これから

協力して、共同活動を続けていこう！

加算のイメージ

既存活動組織対象農用地 + 未実施農用地 = 加算対象農用地

基本単価 + 加算単価

加算措置の適用を受ける条件

☞ 既存活動組織

多面的機能支払の活動を実施している活動組織及び広域活動組織

※前年度に活動期間が終了し、本年度に事業計画の認定を受ける活動組織及び広域活動組織も適用されます。

既存活動組織は、小規模集落が保全管理する区域内の対象農用地を追加し、事業計画変更を行ってください。

☞ 小規模集落

以下の条件を満たす農業集落

- ☒ 総農家戸数が10戸以下
- ☒ これまでに、多面的機能支払(旧制度の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払を含む)に取り組んだことがない

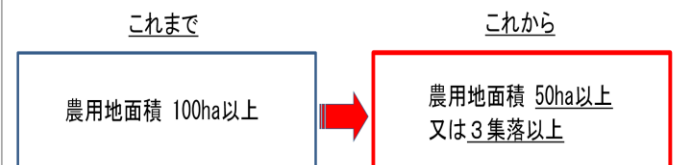
☞ 加算措置の適用期間

小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度まで適用されます。

広域活動組織の設立要件が一部緩和されます

中山間地域等における広域活動組織の設立要件

中山間地域等条件が不利な地域において、広域化による体制強化を図りやすくするため、広域活動組織の設立要件を緩和します。



※上記は都府県に適用

※都府県によって、広域活動組織の設立要件が異なる場合があります。詳しい条件は最寄りの市町村等にお問合せください。



多面的機能支払交付金制度見直しに向けた調査について

国では、平成 31 年度の多面的機能支払交付金制度の見直しに際し、活動組織が行う共同活動への支援に係る交付金単価の設定や活動項目の見直し等のため、一定の条件のもと、無作為に抽出した 500 の活動組織を選定して調査を行うこととしています。



1. 調査内容

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| (1) 活動の実態調査(①活動量調査②活動項目調査) | 【全国 500 地区】≪長野県 11 地区≫ |
| | 回答期限:5 月末 |
| (2) 施設の長寿命化に係る調査 | 【全国 280 地区】≪長野県 6 地区≫ |
| | 回答期限:5 月末 |
| (3) 市町村の取組意向調査 | 【全国 451 市町村】≪長野県 11 市町村≫ |
| | 回答期限:9 月末 |
| (4) 多面的機能支払の効果に係る調査 | 【全国 151 地区】≪長野県 4 地区≫ |
| | 回答期限:9 月末 |
| (5) 事務手続きに係る調査 | 【全国 90 地区】≪長野県 2 地区・11 市町村≫ |
| | 回答期限:9 月末 |

2. 調査対象組織

・秋山農水環境保全組合(川上村) ・豊里環境保全水土里会(上田市) ・笹原資源保全管理会(茅野市) ・下山田の農地・水・環境を守る会(伊那市) ・駒ヶ根東部地域広域協定(駒ヶ根市) ・西原環境保全活動組織(中川村) ・西山維持保全管理組合(木祖村) ・波田地区地域資源保全活動組織(松本市) ・草尾農地・水・環境保全向上対策活動組合(生坂村) ・須沼多面的地域保全の会(大町市) ・田むぎグリーン保全会(中野市)

以上 11 地区

対象となった市町村・活動組織の皆さまには、各調査に向けたご協力をよろしくお願い申し上げます。



上田市多面的機能広域協定運営委員会設立総会が開催されました。

上田市一円の活動組織が参加した広域活動組織として、平成 30 年 6 月 2 日に上田市多面的機能広域協定運営委員会設立総会が上田市中心公民館で開催され、「上田水土里会」(愛称)が正式に設立されました。

県内では、13 番目の広域活動組織で、市内の一部活動組織は従来の個別の組織として活動を続け

ますが、市として一円を広域化したのは県内で初めての事例です。

また、別に設立された「一般社団法人農業振興整備ネットワークうえだ」に運営委託して、活動組織の事務軽減と交付金の円滑かつ効率的な活用を図ることとしており、県内では初の取組となります。

運営委員会の役員及び、一般社団法人農業振興整備ネットワークうえだの事務局役員は、各活動組織の役員がそれぞれ担当することで、地域の要望を的確に把握して交付金を効率的に運用するシステムとなっています。

【広域組織「上田水土里会」地区データー（設立当初）】

※今後、新規、隣接地区を追加する予定

- ・取組面積 約 1,255ha(水田 1,038ha、畑 217ha)
- ・対象施設 開水路 397km、農道 175km、ため池 46 箇所、鳥獣害防護柵
- ・交付金 約 8,900 万円(農地維持、共同、長寿命化)

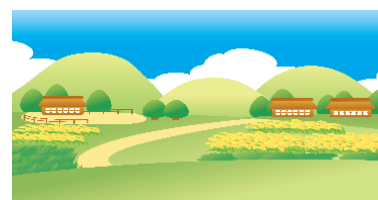
広域組織設立趣旨を説



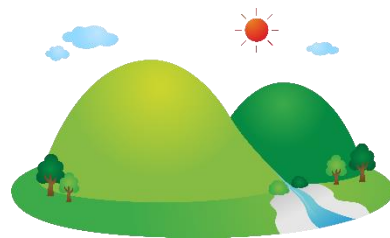
満場一致で設立を承認

広域組織立上げに当り、調整、準備に情熱をもって取組まれた地域の皆様、役員各位と上田市当局の強力な指導力に敬意を表す次第であります。

この上田市の広域化は、今後の本県の多面的機能支払事業推進の有効な手法の一つとして、大いに参考になるものと期待するところです。



活動組織の紹介



今回は、松本市と塩尻市に跨る広範囲で活動している『中信平右岸松塩の会』を紹介します。

1. 中信平右岸地域について

中信平右岸松塩の会の母体となっている長野県中信平右岸土地改良区は、国営中信平地区及び関連事業により整備された、畑地かんがい施設を中心に維持管理を行なっています。

北アルプスの槍ヶ岳を源とする1級河川梓川にある「稲核ダム」と「梓川頭首工」で取水された用水は、2本の大規模な国営幹線水路で導水され受益地をかんがいし、特産のレタスやりんごなどの高品質な園芸作物を主体に生産しています。

2. 中信平右岸松塩の会の状況

中信平右岸松塩の会は、畑地かんがい施設を管理する管理組合のうち、松本市、塩尻市の25管理組合により組織され、平成29年度に活動をスタートしました。

管理組合では、従来から施設の管理を役員や委員・班長等が中心となり効率的に行ってききましたが、多面的機能支払交付金の活用により、持続してより健全な施設管理を行うとともに組合員の負担軽減を目指しています。

組織の設立に当っては、平成28年4月から長野県、松本市、塩尻市、土地改良区など関係機関が連携して、先行して活動に取り組む組織との調整を本格化し、土地改良区役員・総代30人が準備委員となり、活動区域や活動概要を検討し、約1年で組織を立ち上げました。

1,200ha余という県内では最大規模の活動組織を短期間で組織化できたことは、中信平地域で先行して平成27年度から活動をスタートさせた「中信平左岸の会」という畑地帯のお手本があったとも言え、土地改良区のリーダーシップと関係者の理解と情熱があつてのことと考えます。

中信平右岸松塩の会は、3つの地域に分けた部会で構成され、それぞれの地域の管理組合から選出された30人の代議員により、事業計画の検討を行います。現地確認や委託・外注工事の手続き、書類の作成など事務処理は土地改良区に委託して運営しています。

活動組織の事務局には専任の事務員1名を配置し、主に維持活動の書類整理等、事務処理を担っています。

また、土地改良区への事務委託では、3つの地域ごとに土地改良区の職員3名が分担して調整や執行に当たっており、全体を総括する職員1名と合わせて4名の職員で協力して事務処理を行っています。

管理組合では、従来の施設管理を行い、その実績を事務局に報告することで交付金が活用できるシステムとなっており、事務と経費の負担軽減に繋がっています。

中信平右岸松塩の会の実態は、25の組織が1つの広域組織になり、事務負担軽減と交付金の有効な活用を成し遂げたと言え、モデル的な広域化事例と言って過言ではないと思います。

【地区データ】

- ・ 取組面積 1,216ha（畑地）
- ・ 対象施設 開水路 37.4km、管水路 377.1km
農道 12.1km、給排水施設 1,216ha
- ・ 交付金 約 48,600 万円
（農地維持、長寿命化）

組織の健全運営のため真剣な面持ちの代議員会



中信平右岸松塩の会の活動は、主に畑地かんがい施設や農道の維持と補修で、パイプラインやポンプ、電気施設など様々な施設の点検、機能診断を行っており、適切で効率的に実施されています。



管理組合で年度計画について議論



配水の心臓部 ポンプ場の点検

地域協議会だより



配水池周辺の草刈作業（農地維持活動）



排泥工の落水時の管理も欠かせない維持活動



貯水槽の機能診断は大切な用水確保の必須条件



加圧ポンプの制御盤の補修（落雷被害対応）

送水管の漏水が発生



緊急補修で対応



中信平右岸松塩の会の多面的機能支払事業の活動は1年目が終わったところですが、5年間の活動期間では、土地改良区内の先行活動組織との連携や協力体制を更に進めて、土地改良区としてのまとまりを模索していくとのことで、県内の土地改良区受益地内の多面的機能支払活動組織のあり方を示すモデル地区となることを期待するところです。

最後になりますが、取材にご協力をいただきました、中信平右岸松塩の会事務局の田中さん、長野県中信平右岸土地改良区の大和さん、向井さん、中村さん、小穴さん、には感謝申し上げます。



事務局から

今回は県・市町村担当者会議の報告と上田市の広域活動組織の設立総会のご紹介をしました。今後も活動組織の皆様の活動の手助けとなるような報告をしていきますのでよろしくお願いいたします。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
(担当: 田中・白石)

TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352

Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp

URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>